

掛川市告示第 126 号

子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項に基づく子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）として、「掛川市ひきこもり対策協議会」を令和 2 年 12 月 25 日に設置したので、次のとおり公示する。

令和 2 年 12 月 25 日

掛川市長 松 井 三 郎

1 協議会の名称

掛川市ひきこもり対策協議会

2 協議会に係る法第 21 条第 1 項に規定する子ども・若者支援調整機関の名称

静岡県掛川市健康福祉部福祉課

3 協議会に係る法第 22 条第 1 項に規定する子ども・若者指定支援機関の名称

社会福祉法人 掛川市社会福祉協議会

4 協議会を構成する法第 19 条第 1 項に規定する関係機関等の名称

(1) 国及び地方公共団体の機関

(国) 掛川公共職業安定所

(県) 静岡県掛川警察署生活安全課、静岡県西部児童相談所、静岡県西部健康福祉センター、静岡県ひきこもり支援センター

(市) 掛川市福祉課、地域包括ケア推進課、教育政策課、学校教育課、こども希望課、長寿推進課、企画政策課、生涯学習協働推進課

(2) 特定非営利活動法人その他の団体

掛川市民生委員・児童委員協議会、掛川市主任児童委員、掛川市人権擁護委員、掛川市校長会、掛川市区長会連合会、東遠学園組合東遠地区生活支援センター、医療法人好生会小笠病院、社会福祉法人デンマーク牧場福祉会こひつじ診療所、社会福祉法人Mネット東遠、不登校を考える会掛川、掛川・小笠地区精神保健福祉会ひまわり会、地域包括支援センター、特定非営利活動法人青少年就労支援ネットワーク静岡、地域若者サポートステーションかけがわ

(3) 学識経験者その他の者